



空き家の対応をトータルサポート！ 高梁市空き家と移住の窓口へご相談ください

特定非営利活動法人 空き家コンシェルジュは、平成25年5月に発足し、現在、高梁市を含む33自治体の空き家問題解決支援を全国で活動しています。高梁市におきましても人口減少・少子高齢化・市外県外に出て戻ってこないなどさまざまな理由で空き家は増加し続けています。

所有者が必要に応じて管理や解体を実施し健全な状態を保つことが理想ですが、相続問題・資金問題・遠隔居住などの理由で適正管理されない家が増加しています。相続放棄する事案も発生するなど、市が対応できる部分は限定的で、税金投入して解体する事も全てには対応できません。空き家は決して他人事ではなく官民連携し



特定非営利活動法人 空き家コンシェルジュ

ありえ たただか
有江 正太 代表

た取り組みが必要になっていきます。高梁市でも「予防・活用・除却」を計画的に市の各部署や市民、地域事業者などの連携で実施していく必要があります。空き家を「負の財産」にしないために、「未然防止・早期発見・早期対応」の仕組みを構築することで、「地域の財産を未来につなぐ」ことができると考えています。

空き家対策への市民の皆さんのご協力をよろしくお願いします。

空き家と移住の窓口

- 場所 高梁市観光交流センター ATTa!内 (高梁市旭町1335-7)
- 開設時間 月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時
※土日祝も事前予約があれば対応します。
- 内容 空き家に関する相談、自宅の今後の相談、移住相談など、気軽にご利用ください。
- 問い合わせ先 ☎56-0080



特定非営利活動法人 空き家コンシェルジュ 高梁事務所
やまがた まりこ 山縣 麻理子 さん
みむら ゆういち 三村 雄一 さん

ことにより、対応が困難

(13ページ参照)

私たちは10月1日に開設した「高梁市空き家と移住の窓口」で相談員をしています。高梁市内には空き家が多く、相談件数も増加していることから、市が空き家に関するサポートをより強化するために開設しました。また、行政の窓口対応は基本平日であるため、仕事をされている人なども相談しやすいという狙いもあります。突然の相続により、空き家所有者になるケースは少なくありません。急に空き家の所有者になり、何をしたら良いかわからないことで、そのまま放置することにより、対応が困難になるケースもあります。そうなる前に不安に感じることがあれば、まずは相談していただければと思います。

私たちの仕事は、空き家の確認や専門業者との取り次ぎ、空き家情報バンクへの物件登録など、空き家の活用を推進していくことです。空き家の活用方法はさまざまで、一人ひとりにあった解決方法を一緒に導きたいと思っています。悩み、相談があれば、お気軽に連絡ください。なお、空き家のセミナー&個別相談会を行いますのでぜひお越しください。



じゃあ空き家はもうしたらいいの？

「現在空き家の対応に困っている」「空き家を相続などで所有することになった」「次世代への不動産の引き継ぎを考えている」など、空き家は状況に応じて対応方法が多岐にわたります。現在の状況と今後どうしていきたいのかを考えて、対応を進めることが重要です。

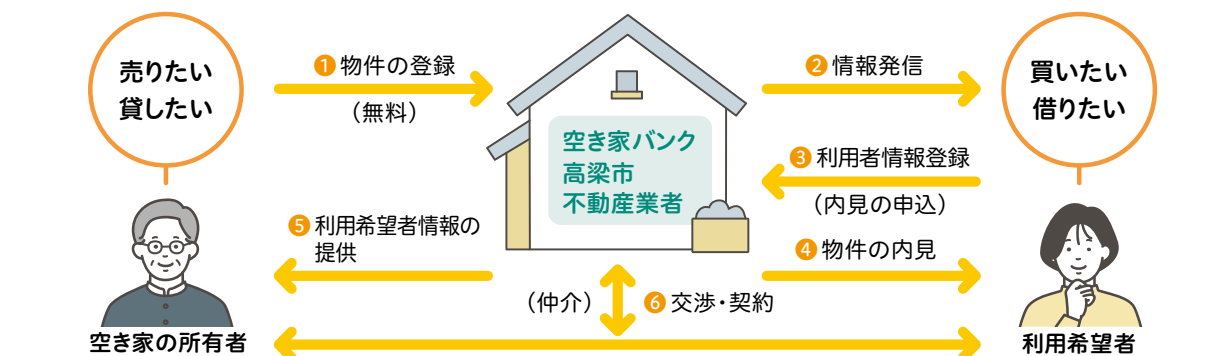
市では、これらの問題を解決するための一助として、「空き家情報バンク制度」を推進しており、10月1日に専門の相談窓口である「高梁市空き家と移住の窓口(☎56-0080)」を開設しました。

空き家情報バンク

住まなくなった家を空き家バンクに登録しませんか？

空き家情報バンク制度とは

空き家の売却や賃貸を希望する人から提供された物件の情報を、空き家の購入や賃貸を希望する人に提供するための制度です。空き家バンクに登録した物件情報は高梁市のサイト等で掲載し、広く情報発信をします。



登録について

- ・登録費用 無料
- ※物件が成約した場合には、担当不動産業者に仲介手数料の支払いが生じます。
- ・登録には申請書等の提出が必要

登録するメリットは？

- ・購入や改修補助等が受けられます。
- ・インターネットで全国に発信されます。

どのような家が登録できる？

- ・所有者が明らかな家
- ・住宅として使用していた家
- ・大規模な改修が不要な家

※空き家情報バンクは物件の紹介を行うまでの制度であり、所有者と利用申込者間で行う空き家物件に対する交渉、売買契約、賃貸借契約等の法律行為およびこれに付随して生じたトラブル等については、一切関与しません。



空き家の利活用に関する補助金

● 空き家情報バンク補助金(要事前申請) 協働定住課 ☎21-0282

※高梁市空き家情報バンクの利用登録をした上で、補助金ごとに設けられた条件を満たしていることが必要です。詳しい条件などについては、お問い合わせいただくか、市ウェブサイトをご覧ください。

- 空き家を購入する場合……………助成対象経費の1/10 上限50万円
子ども1人につき10万円加算(上限30万円)
- 家財処分する場合……………助成対象経費の2/3 上限20万円
- 修繕・改修工事をする場合………助成対象経費の1/3 上限70万円
子ども1人につき10万円加算(上限30万円)

● 高梁市老朽危険建物除却促進事業補助金 環境課 ☎21-0259

※対象建築物・交付対象者については、お問い合わせいただくか市ウェブサイトをご覧ください。

補助金額……補助対象経費の1/3 上限50万円



協働定住課 山本 菜生 主事